

分田備考僻業

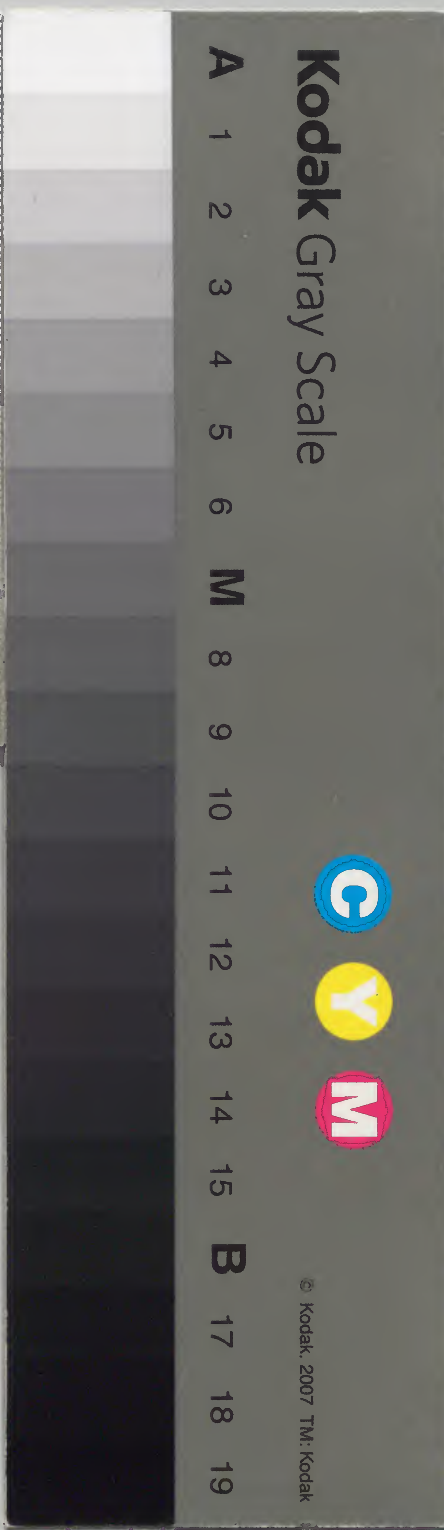
下

184	三五六五二	和書門
二冊	二八函	類

庫文閣内	三五六五二	和書
二八函	二冊	類

和書
三五六五二
號

内閣文庫		
番號	和	35652
冊數	2 (2)	
函號	182	235



分田備考僻案

下



Faint, mostly illegible handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.

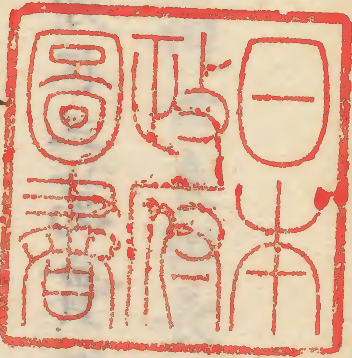
分田備考の巻 下

貫の事

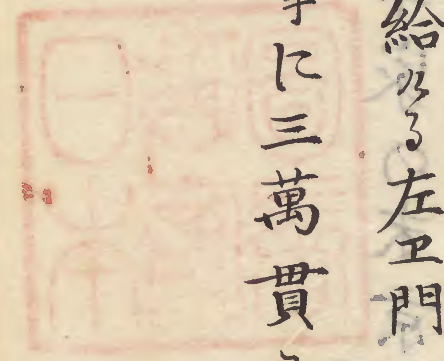
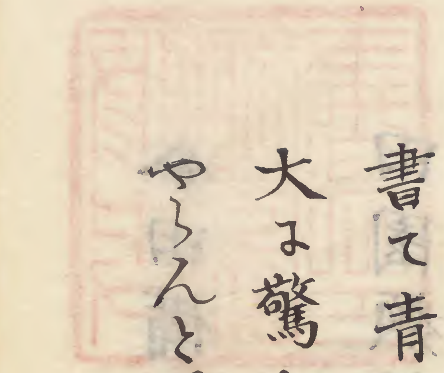
田園類説云鎌倉將軍家の末京都將軍家の初

より田地小貫といふを始めて知行領地なく直小貫
高を用ひて東西國々四国一統行はせしむ也其後
關東小貫永高といふを始めて世上めく此貫高と
一ツ事と思ふは誤りなり

善庵按に鎌倉將軍家以来領知の入高を其土
地乃米價の貴賤小當り貢米れ多少を量り錢
納ふやとよりとく所領の高を貫を以唱ふ



とありし然る故後世の永高にまかひて混し覺
る人誤也永樂錢を後小松院の應永年中
より此地に流布し貫ハ其已前よりの称を
一振あり難しされと永高を又貫高といひし
もあつし故に永樂錢渡てより已後を貫高と
二振ありし故に永樂錢渡てより已後を貫高と
太平記云相模国近國の大庄八ヶ所自筆に補任を
書て青砥左衛門おせ給ひし左衛門補任を
大に驚き是は今何事に三萬貫も及ぶ大庄給り候
やうにと同ふ



古證文云上野國新田世良田長樂寺永代奉寄
進畠事合一町捌段分註一年得分十二貫之所
右件畠者上野國新田庄小角田村内御堂前有之
畠者長樂寺依有其志立四至堺元亨三年亥十月
十七日寺御使打渡畢如此奉寄進上者滿義跡職一
分不可知行依為後代龜鏡寄進之狀如件 元亨
三年癸亥十月十七日北條系圖相摸入道高時下
云領地二十八萬七千貫又太夫入道道性下云領地十
八萬五千貫

善菴按貫高の事東鑑より又鎌倉八幡別當

所蔵の頼朝卿日記といふ書の内賞祿を記せし
所あれども貫といふと絶くなく其外其頃の古文
書共々も見當りてふれはいつれ是より後の稱ふ
る一本文は引る三書ふより考ふ北條時宗時代
より漸く始り高時の以一般に行りしやうにお
もふ太平記ふいふ三萬貫の地後世十貫百石を
量るとは三十萬石なり半減しても十五萬石ふ
れは左程の賞を一時小給はん疑へきは似たりとも
貫考ふ永樂錢未渡已前本邦も通用する錢一錢
を一錢小用するふ錢賤しく諸物貴く應永の末

永樂錢わたりて後之夫迄通用しる錢小較むは永
樂を新渡の上品あり錢は永一錢は所ふより三四五錢は
充て通用しるるにて米價も右小隨く磨ハ古錢
一貫文は米一石五斗を買ふると永樂は二百五十
文前後は買如くあり然るは永樂錢未渡以
前納得何貫といふ地ハ多錢少く米少し永樂通
用の後何貫といふ地ハ米多く錢少くといふとありて
後世永樂通行以後の貫高の割合を以て一振は
論し難きとを知るへし猶後條は諸書を引て貫
は出入不同ありて古今一振ありてとを挙ぐ併せ考

を思半^ニ過ん

又按ふ此時代前後の米價を考ふ百練抄^ニ後
堀川天皇安貞二年六月廿四日以錢一貫文可被
直米一石之由被下宣旨又寛喜二年六月廿四日甲
申定米價斛錢一貫文とあり尤其年ハ五穀不登
して米價騰貴セ^レて^ハかく定られ^レな^ルん形^ニ共
法曹至要鈔^ニ建久四年十二月廿九日宣旨云應錢
貨出舉以來辨償利事右得記録所今月廿三日
勘状称錢直法任去年八月六日宣旨状一貫文別
以米一斛為正物とあるハ是^ハ小^{ヨリ}て其頃の米價


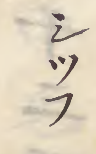
と考合るハ大概ハ推知へ^レ

長元記云此千貫ハ千石也書ふよ^クち^ハ小也甲陽軍
鑑^ニある^ハ千貫^ニ一萬石也大略一貫^千一萬石の記録多
し上州七郡あり九千八百貫餘^ニ又五貫反石十
貫反石あり^ハいふあり家^ニにてち^ハい^ハ申あり

夏山雜談云永祿の頃參河國の百石ハ百貫に當
り^ハあや東照宮三河國の住人鈴木八右衛門といふ
人^ハ十貫の地を賜ハ^リ八十石小当ル也委^ハり^ハ
深溝家の日記^ニある^ハ

俗説贅辨統編云知行百貫の辨中古地方^ニ知行

を計るに百貫千貫といふ数目あり今も仙臺に其
数名有といふ此數西国うくハ明うに知る人あり武家
系図相模入道平高時の下小領地二十八万七千貫
當代の知行百四十三万五千石小当ル是田五段を一貫と
いふものなり亦或人奥の人小聞するところ語りたるハ
古永樂錢十文に米四合ハ夕を賣故小百文ハ四升
八合一貫ハ四斗八升百也ハ四十八石小当ル志うハ
知行百貫といふハ今の知行百石と同く後世家
によりて知行を廩米うききりきりハハ四ツハ分の免なり
一とて米四十八石を知行百石と名けてきりきりこの法ハ

り今按に我友人以古語決之曰右兩說皆非也土佐
國幡多郡中村郷不破村八幡宮宝蔵ハ一條家の
古文書あり曰於本郷中村八幡江御寄進田之事
中久前田一所一貫有問之内小住小作弥五郎ハシラ松一所
壹貫分目黒之内泉  大ホトリ一所七百五十分
蔵橋分  一ツ一所二百五十分 立石分 合參貫分
欽 永祿二年己未三月吉日
此文書按るに田千歩を一貫とて今三段三畝十歩ハ
り是錢千文を一貫とてとて然ハ百貫ハ田壹万
歩今の法して三十三丁三反三畝十歩知行三百三十

三石三斗三升三合とまへへおそくハ奥あて申せか
くの如あらん

行餘隨筆云足利の世は禄ハ貫をいふと有田千歩
を一貫とて是を積り上へ百貫ハ田十萬歩今の法

ふ当は三十三丁三反三畝十歩あり千貫の禄あるハ
三千三十石餘の所を領せり伊沢某辨解せり

善菴按ふ是前文ハ引俗説贅辨統編の説を指て
きりあるへ此書ハ土佐の谷重遠著の所よりて

井沢長秀ハ俗説弁の作者也此書名の似るより
誤り混せりあやふ

関東あり苗百把と百目といふ諺あり是を考まへ
千石ハ千貫の事なるへと或人語りき

善菴按ふ此説よりハ一貫を一石十貫を十石百貫
は百石千貫を千石万貫ハ万石あり

吉田先生註増注云甲斐國名勝志ハ萩原元克云
天正年中毛利氏檢地の頃ハ一歩を一文とて

一畝を三十文とて一段を三百文とて一町を三貫文
とも一丁年上野廣俊信濃小行ハ伊奈郡北ハ河

村邑木何某家ハ傳ハ算書ハ如斯くありと
語りき

善菴按一貫一石相當の説ハ以テ其カ難信用
前條ヨ引ク百練抄法曹至要抄ナトニ米一石を錢
一貫文ヨ充リハ賣買米ノ定價ヨテ知行ノ上ヨ以
シト云ルルモ古ノ貫高ト後世ノ村高ト同一事
ヲテたとハ知行一貫文ノ地ヨリ出ル米一石ありト
雖此一石ハ叔高シテ米ヲ摺一ヨクありモ若五合
摺レ割合を以テ一貫二石相當ニありハテるハ
モ猶後條ト併セ考ヘ一貫一石ニハ百貫
又按俗説贅辨統編小友入ノ古文書を引テ
田千歩を一貫ト云ト云ハ説ヲ心得難キルノ古文

書小田地ノ及別を記一置キハ據ル所ナレ小何と
證トテかくいいるモヤ一貫分七百五十分二百五十
今分合一貫分死トある分ノ字を分ノ字トテ見
ヤニおもふれト左解一たらんハ一貫分三百六十
ト云ハ不成語ト云ハ一歩一テ三百六十歩を一
及ト云レハ及別を以テ分ヘたヤ一旅ハ七百五十
分ト及ノ名を省ク理トあるハ一貫分七百五十文
を以テ田千歩を一貫ト云ハ成一難キハ此
分ノ字を分錢ノ事ハ一貫文分七百五十文分
二百五十文分合參貫文分ト云ハ一貫分七百五十文分

略を死とあるハ米價小時の相場ありて一振ある
るより大積を挙ていひしありあふり
又按小夏山雑談の説を傳聞の誤あるん後條
より引く古證文の鈴木ハおつへ賜りし
御書とを同物なるんハ無稽と云ふへり
深溝家日記より記し有之事みや
村井勘十郎覺書云前田藏人殿を二千貫の御家
今程の五千石斗の御知行の由殿様前田利家卿の豊後村井
も法中らるり

善菴按に此説よりしを一貫を二石五斗十貫ハ二十

五石百貫ハ二百五十石千貫二千五百石万貫を二
万五千石あり

僻案ハ前文苗一把を一文と一歩を一文と

するよりハ次ハ辨を又一貫を二石と云ふハ延喜式に
云ふより小税法よりとめ稻一束を十文ハ當て云

と凡ハ一貫文ハ今量米四石ハ當り四石の米を獲
る田を二段あり文祿の制ハ準してハ二段の高

二石あり云々ハ一貫二石ハ當りものハ文祿の制ハ
高二石の事ハ但ハ百練抄等より所一貫ハ

米一斛の直と云ふに云ふハ云々に云二石を

善菴按ふ天正の石直一ハ十八年前の事あり水帳
ハ天正十九年とあり此後乃豊高を京極修理大夫高
知飯田領知のこ移換地一石直一セ一と知る一ハ
貫高の相當を考ふるに此辺を一貫二石の石直一
あり一やけ石高ハ則村高ゆ急古の貫高も粗高
みて以へると明りなり 村高の内立石駒場昼神
山本下 中川上の五ヶ村ハ石高なり
僻案 天正十五年の貫高惣メのたぐに上中一
九下一八とあり其と誤りも雖愚臆を以推す
に田ハ上中下の品あれハたハ上田の一段ハ米二

斛を収獲とせると此ハ中田ハ一斛九斗下田を一
斛八斗とあり位をきい免ふるあり一と一と志ふるハ
上田一段ハ二石を一貫とせれとも中田一段ハ九百五十
文下田一反ハ九百文とあり各平均すると此ハ又
一貫二石ふ当ること一土ハ上中下を擇みれば其
の下幾十幾文を以ふるもの相同一石直一と
分りあり一然るに外の下幾合幾夕とあるハ
必上中下あるものを相併せるとあり一収文禄三
年ハ五つてハ天正十九年ハ一貫ハ一石とあり一
なるを半磨の米りて一石とあり一とあり

ハる之是ノ準キトシテハ松尾領天正十九年ノ
一万二千四百四十一石トシテ所ハ文祿以徃ノ知
行六千石ノ相應モトシテハ此六千石ノ知
行所モ則天正十五年ノ六千貫ノ所トモモ
以テヘキ之凡世ノ事異称々々クあるモ此一條
オトスル所あり察セズンモあり

兵家師鑑云古ハありモ信玄ノ家オモハ拾貫トシテ
ハ四十斛ノモあり三十世ハ是四千二百世俵ノ事ナ
リ
兼山先生筆記云享保元年七月甲州屋
五兵卫に甲州俵のモ兼テ家三斗六升俵あり古より

左振^レハヤト尋^ルハ甲州升トヤハ京升三升入りあり
信玄公の御朱印ハ府外屋今ノ居^ル右甲州升トモ
一升二升入^ル左^ハ小升^ト三斗六升^ニ唯今貫
の^リ不^リヤトモ尋^ルハ今ハ貫トヤ事ハ不^リヤ然共
古百貫の孫ハ四百石トヤ
以上横田勘^ハ三借字^ニ
善菴按^ハ此話^ハ一^ノ世^ハ四石^ト十^ノ世^ハ四十四石^ト百
世^ハ四百石^ト千貫^ハ四千石^{あり}

僻案 一貫四斛小当^ルものハ二段の稻百束は
米ハ則四斛^ノ当^ル此四斛ハ農者耕風雨時^ニ
行^ルル^レ収獲^ス所^ヲを^テ尽^ス以^テ不^ルル^レ租税^ノ入^ル

ハありさるるあり若十^一二をとるの法なり
凡ハ一貫の禄の八米八斗あり是は準^一と凡ハ
三十貫文の禄其入を米廿四斛^{三斗八}六十三俵
餘あり四千二百廿俵といふハ其地は出る穀と尽
すといふ所是土著の禄なり
相州鎌倉松岡東慶寺所藏之御書云 寄進
松岡 相模國小坂郡鎌倉内 八十六貫六十文
二階堂二十貫八十文十二所内 六貫二百四十文
極樂寺内右如先規令寄附訖弥守此旨可有相續
者也仍如件

天正十九年辛卯十月 正二位朝臣 神祖御花押
常典雜史曰松岡の御朱印沛代々右の趣あり御朱
印高百十二貫三百八十文あり共此納得収納悪く
五百石程も當るへ

善菴按ふ此説よまは一貫ハ四石四斗四升九合十
貫ハ四十四石四斗九升百貫ハ四百四十四石九斗十
貫を四千四百四十九石あり

僻案 是又一貫の田は収獲する所をもつて以
ふとのありさく伊豆相模二國の灰原量と
いふあり天正十八年安藤豊前守作る所鎌

倉寺社の租税よこの量と月四とく其容を
計るに今量の一升一合令二五小なる是を以て
四斛四斗四升九合を計まハ灰原量の四斛小
直る又灰原量よわつたに稻百束の米四斛を
以百十二貫三百八十文よ乗せハ則米四百五十石
弱を得たりよつて五百石程もあつたハ
いふも

武家評林云傳曰供御料ニ相州入道一跡を以て諸
國乃所領凡廿八万七千貫餘也私日當代知行
百四十三万五千石古供御料
十萬貫よハ不足其外かの領地引合てハ五十萬貫に

餘り私日當代知行二百五十万石神武より以來のまゝにわつた例に

一太夫入道の一跡諸國諸領凡十八万五千餘貫也

當代知行
十五万五千石兵部卿親王被進又大佛奥州直一跡諸

國不在所ハ十四ヶ所納米七万七千余也當代知行
辛七万五千石准

后御方御領地あり凡此領地よてハ一萬五千人扶持

一あり

僻紫 相模入道ハ所領廿八万七千貫と當代の

知行百四十三万五千石とせよハ其一貫よ五を乗

つて此五を文祿の制田一段の高平均一石とせ

よつてに準ると此ハかの一貫よハ今の知行高五石よ

当りあり入道及天下の権を握りあふといへども
當時よりして如此大領はあはるへうさるへ松岡東
慶寺の領は準る時に入道及の一帯ハ田よりして
二段是今の知行高の二石は多は以北八万七千
一帯文、乘一今の知行高五十七万四千石は相
應はききいふ五十万帯ハ百万石十八万五
四万帯ハ三十七万石 扱一万五千人を扶持せし
と云ふハ八十四ヶ所の納米七万七千余の石は是を
推せに一人は米五石を供ひるといふハ一万五千人余は
於配を治し扱八十四ヶ所此一所は納米千石と云ふ

と云ふ其米八万四千石なり其千石を租とす
輸も今の四ツ成は準るといふは一所の高二千五百石
也高二千五百石の邑八十四を合せハ惣高二十一万石
ありと云ふを七万七千石と云ふハ今の知行廿万石
小及び惣は是らをも推せに入道殿の領ハ五六千
五万石相應と云ふといふは其租税をとくまう苛く
正俗といふ六公四民とせハ入道及の入米三十五六万斛
は今の中正の租よりしてハ入米廿四五万斛あるへい
國學志具云數度霄談は鈴録を引く相違也と
書り本朝今の制三百坪を以て一段とす三千坪を

以一町と流水帳石高所々より同く一町と雖大
概一段を一石五斗或ハ一石六斗一石三斗と也然ハ百
坪の高大略五斗ノ所謂十斗ハ一万坪也乘五斗得
五十石是を思ハハ千斗ハ五千石百斗ハ五百石十斗ハ
五十石あるへきとスルべし
善菴按此説よりハ一町ハ五十石十斗ハ五十石百斗
ハ五百石千斗ハ五千石あり
僻業ノ文祿の制石高を定免ぬハ土地の肥瘦
はより法と立又水田陸田ありより熟法
二と殺くと常と一ハ大体八等あり曰上田十六

十四十二下田十上畠八六四下畑二或上畠を中
田ノ準一起むもあま一なりと雖以上の
十六等平均とハ大概一段の高一石となす
ハ百ありと以愚夫此田制を算計する常に一段一石
と以て一町ノ一畠一段を一石とすハ公田の事と
稱も私田はあけざるハ霄談以ハ所ふなるハ百
坪を三斗三升余一万坪ハ三十三石三斗三升余
の計ハあるともるハ真をばはと以ハ一ハ鈴録以
ハ一畠一坪一文のと愚夫よりハ甚く疑久くトて
対結 其実を聊得る如く次ハ辨むるあり

故諺記云大名の身上と幾万石士卒の身上と幾千石幾百石といふ事古法よありて大なる信長秀吉の時分より起る古の領地の書物をえざる何郡何郷何村もく幾十町幾百町ありて有て石高ありて武士の知行を幾十町幾百町といひ當時百姓の言紫よ残しと有苗一把と一坪よ種る事よて百坪よ八百把種る是を百目といふ千坪よ千把うは是を一町といふ此積りて大抵十町目八百石百貫目八千石よあり共上中下の連ふよりて一定せり

善菴按は祖徠の鈴録の記ハ全く此故諺記に拠あり

塩尻云天文の頃を三州辺の分錢一町十石ありて予り先天野賢景天文十九年三州大濱より五十町文の米地を拜をえりて其納得ハ五百石の地あり又云伊勢両宮造管御遷宮料納米三万石也是天正十年三月十一日平信長赤蘭丸を奉行して両宮修造の時永樂錢三千町文を下行せる三千町文を當時三万石の例を以今三万石下行せり

善菴按は信長永樂錢を下行せりハ美錢を擇りて造る其頃ハ永樂色鏝といはれ一錢通用也後世の永勘定の割合ハ何れと知へり

僻案 天野賢景一母十石を采地に収獲せ
る所の米二十斛を公私の二に分其公田十石を
當りて此法今奥州の俸禄を行つ次詳に
も又兩宮遷宮料米三万石を直三千母文を
買つるを天野氏に賜ふ禄と同く加ふを混
長元記云甲陽軍鑑にも千母八万石あり大畧
千母一万石の記録多し其時
北越軍談云知行母を以称せると諸書に考き
志れかしうに仙臺の人万石以下を八母を以

稱せ十母を百石とせ是れよく知速く誠不知
と小泉人の問尋ぬへし
貫考云天明六年午夏仙臺に遊ひ一時前沢
と云ふ所を農夫所持し仙臺家中分限帳
を買求むり其中に万石以下共何母又何石と
し母と石と入交し禄高を記し中に斤倉小十
良う知行千七百母文余とあるを何石に當ると問ふ
一万七千石余のより答ひき其外領中所く母石
の相當と尋ふるに皆十母百石の積りなり是を以
考きハ雜談の説臆説ふあらず

善菴按此説よりは一母八十石十母八百石百母
八千石千母八万石あり以上諸説一母一石より
十石迄の不同有て一母よりこれを定説とすか
りしを永樂錢いまして渡らざる以前と既又渡りし
以後の時世を以國の遠近土の肥瘦等と考ひ合
せり大積ハ推知せり但續和漢名數ハ永樂
錢母數畿内近國稱百母者充千石之地とあり
て塩尻ハ伊勢兩宮修造の時下行き永樂錢三
母丈ハ當時三万石ハ當りしを以ハ此母ハ永樂錢
あり計るといへとも其頃中國の米價過不及平均

せり定數なきん又奥州の十母百石ハ辺鄙の地運
漕と艱難ゆへ中國の米價と一様ニ論じたり
なれ共家中知行割ハ中國米價の割を以十母百
石より割渡せりものありや又十母百石ハ
後世の制度あるや下文ハ引夏山雜談玉露叢書
我より一母二十石相當あり於諸國石代の條と併
せ考へり

僻案 物貨を度量衡を以て直をつくり世を平
準よむよりハ物品を以て地子と交易を但諸
國出處の物品差別ありよつて其直を定めり

る等の事要略等不裁て明り也又諸國遠近より
よろく駄賃船賃の輕重を定らる等の事と
延喜の初より久しう後世はあまたそのあま所
同一つとも雖其意皆相同一これハ奥州の
貫法をかの國辺鄙運漕艱難のゆゑを以穀賤
なりしく錢貴せりとのおもく彼國ははいりへの
田制今は傳り何れをも人志く成行るに愚
夫ひせうにかの國俗一人力を以耕獲る稻五百刈
を以率とせざるを推して其米を拾斛あり百
刈ハ米二十石也是我一町五百束と相侖一

本にたし稱呼を異よするのま凡天下の農者一人の力
古米十石を以して可あらん此も愚夫う見及ふ所
の農書いさるいふものなり予始て奥州一人力
五百刈といふを以我力を用る不比較る隣里郷黨
は推して知る所あり叔奥州の人五百刈をを一
段といふ此段を志きりの意あり此方ふる關東の
我田の一段三百ふ當てりうりに彼國の一段廣きを
羨む彼國の農者又是を古法ありといふ志く此
方の一及のとあるに混し却ていふ一段ハ四百坪
或ハ五百坪あるものありて關東の一及のとくに

あつしと信る此方是を聞る彼実ハ一人力者所
を一段と以ふ正を曉くまじくつにこの一段の廣き
を羨む愚と謂へ一叔の國稻一刈を直一文と
是是延壽式大税の法は例ひ起まの法稻十刈其
米二十石と一母文と是武士の禄とあまとい
ハ私よ分ち一母文米十斛と農小十石あれ共私
田なり一母文といはるるへ夏山雜談玉露叢
等小一母二十石といふハ公私を混し以ふもの也

古證文云 一參石五斗五升 此外毫石ハ寄進 一貳石ハ
斗七升四節馬居内糞ハ入 一參石九斗八升者置馬分

以上拾石者此代貢十母文 右之分依有分〇酒井雅樂

助方為奏者所令扶助也永不可相違云状如件

永祿八年乙丑十一月廿七日 神祖御諱 鈴木ハ右馬友

善菴按小此説よれハ一母ハ五斗十母五石百母ハ五十
石千母ハ五百石万母ハ五千石あり

僻案岡田拱之先生の兼燭録云永祿十二年三月
十六日織田弾正忠信秀より加藤紀左衛門に贈了證
文よ金子十兩代拾五母文銀子十兩代二母文と
志るより其時の價を知るべしと是よ按て拾石代
二十母文を推ハ大概永祿の金十三兩二分の如し

之——志うら此金一両は米七斗五升はなる

又云多聞院日記天正十五年十二月十四日條云金一枚は米六十六石のサウハと又同十三日の條下は金子五匁を七匁百五十はウルトあり 又十七年十月朔日の下は是錢事欠る金を代一ノ四百四十四文はウルト又くうり武鑑大秘要集を按るに大判ハ金目四十八匁を以一枚とせ是ハ室町將軍家承継の流例ありまゝ大佛大判ハ天正十六年ハ鑄ると又同物と記ハ多聞院日記の天正十五年まで用る所ハ精金ハハあるへうも四十八匁を以一枚とせらハ

是純金と云ふあるよつていまは精金とあるは當時の米價以んを搜るに同十六年十一月廿日の多門院日記は古米一匁は七斗七升りて買ふると又也是と金一枚の錢一匁四百文の分りて又ハ一石ハ斗は当ル是今の金ハ一兩今の錢は六匁七八百文と相等しく永祿十二年三月の金十兩ハ多門院日記は十匁といふは同しく錢も又相應也 又天正十五年十二月金枚は米六十六石といふハ今の百兩は六十六斛といふ如く一兩ハ則六斗六升は当ル以十六年十一月廿日に古米一匁に

七斗七升と云ふ其一斗ハ一兩と云ふハ似たり以上
ハ準よりハ鈴木ハ馬ノ贈る一斗ノ直米七斗
五升あるもの是此の理也

夏山雜談云嘘樂磨往来高野山ハ數月ありしと
あり此時ハ彼山成就院と云ふ寺ハ伊達中納言卿の時
より十二斗ノ地を寄進せしむるに因り委く尋しに
十二斗ノ米高凡九十六石ふ充るあり陸奥あたハ昔ハ
十斗を以百石ハ充ツ今世ハ五斗を以百石ハ充る
なり

玉露叢云近年仙臺の知行五斗文を他家の百石

信又云高野山成就院ハもと茂庭氏の創建其寄進の地志田郡夜鳥の里あり

と云 善菴按ハ此説よりハ一斗ハ二十石拾斗ハ二百石
二百斗ハ二千石二千斗ハ二万石万斗ハ二十万石あり
僻案 成就院十二斗文の所ハ一列直一文より稻一
万二千刈此米二百四十斛耕一獲ハ一斗ハ此佃よ
り米九十六斛を入と云即十斗して四をとるもの之本
文二百四十石を高の如く以ハいまハ田制古今相通
はるを詳よせざるあり二百四十斛ハ佃して収穫ハ
はる米あり文禄田制ハ相称はる高ハありざるあり
若文禄制の高を以称はるハ佃ハ田二十四町ハあ
らざるハ高二百四十石ハありか

叔此田ハ叔

獲ちる米ハ四百八十斛を通として之ハ是を知行と
してハ米九十六石輸さす今ノ租法あり是ハ十は
して二をさるに当ルハ愚按ハ文祿ノ田制ハ一段も獲
る米二石を通と一公私利を同く相分ち公ハ一石
私ハ一石とも畢竟五公五民のそあるハ是を以て私を
らまして五公五民を租法と以ふものハ以て國法を
尊ぶものにあらずと申す故高二百四十石を通して
田二十四町は有る也又米二百四十斛を獲る者ハ田
十二町を高よしてハ百二十石と相称是ハ公私利を
同くせしむるハ成就院ノ十二町文ノ田此方ノ田十

二町を佃とせしむるに相同一きハ叔一町二十石と以てハ公
私相混一以て所稻一刈の直一文あり玉露叢よ以て
五町百石とハ稻一刈を公私ハ相分ち其直も分けて
五分とあるに同一二刈を以て直一文ハ高きと之

國學忘貝云予の家ハ永祿三度申年當國多度郡天
霧山城主香川弾正忠之景よりたのまれ加勢せしむ
あり其謝礼状今ハ所持を其略文云 今度後阿州
到當國乱入之刻別布御入魂成り貴所知行之内多
度郡葛原庄鴨請錢十三町又令合カレとありいふ
る等合う家記も分り難一右村ハ當時ハ其高合て

凡二千五百石より

善菴按よ此説より凡一冊八百九十三石餘十冊八

千九百三十石余百冊八万九千三百石余千冊八十

九万三十石余万冊八百九十三万石余あり又按よ

此説ハ余の相違あり予の考よ及以難し必所以

あるハ記事より於他日の考記よ備んよめ書記置ぬ

僻案 錢十三冊 文と今の金百三十兩と一高

二千五百石此を四ツ取りて又凡六米千石に

る此米金一兩は七斗七升ふ当り前條鈴本八萬へ

賜る事に相等し

夏山録云云不承録云云の事今内立國八百石とす

塩尻云或同中世已來武家采地永樂錢幾冊とい

ふ凡一冊を秋米幾石に當てる曰代々所より入る

不同是と分錢の法といふ譬毛利元就揚井隱岐守

に下りて感状に曰分錢八冊之地揚井隱岐守に於

南兼内為給地是れ全可為知行者也弘治三年上

月廿五日赤井左京等連判あり分錢天正の石直し

よハ東國を一冊に九石西國を一冊八石といふ但天文の以ハ

三州辺の分錢一冊十石ありしや予の先天野賢景に

天文十九年三州大濱ありて五十冊文の米地を詳述志

其納得も五百石の地なり其後東海道の
分錢五貫百石の石直あり甲州辺も石直も尤
少し一貫四百石の時あり一貫と其の地も
僻索東國一貫に九石西國八石奥州の一貫十斛
南より殺き来る法米價ふかづに似たり三州一貫十
石ハ奥州の法も同し又東海道五貫百石ハ大
不同税法士濃相混しふと此の一貫二十石も同し甲
州の一貫四五石も小税法稻一束と十文とあり
夏山雜談云永樂錢知行の事畿内近國ハ百貫と千

石も充つ遠國も百貫を八百石七百石六百石五
百石もあつても所もあり畿内近國其外廣邑ハ
運送たや此れなる米の價賤し遠國僻地ハ運
送艱難もく價や貴し是故に國々價同し
一のり也

統和漢名數云本邦都鄙采地永樂錢貫數之
事畿内近國稱百貫者充千石之地關東遠國
百貫有当八百石者有当七百石或当六百石者
盖采地近京都及廣邑則運送容易而穀價
貴故錢數漸多矣采地在僻遠則運送艱難

而穀價賤故錢數漸少矣如奥州古者以十貫
充百石今世以五貫充百石五十貫充千石是
近世河渠漸開而舟楫之利濟不通之故也
善菴按に夏山雜談に統和漢名數よりりて
いひけるやうにも阿達と米價貴賤を論ずるに
至りてハ相互せり今日を以考るに統和漢名
數の説尤のやうにふりて米價ハ都會
の地と辺鄙と運送のよ所とありきとてハ
十倍の差違もあり既ニ治平の今日も亦如此
なまりて亂れし世融通阿達は各別の不同

あもも其ものありてその上土地の肥瘦よりり
て米は上中下とあれハ運も一同せる事ハあつてハ
一とされと伊勢兩宮修造料永樂錢三千貫
文を當時三万石ふるよ一は運は公法よて當
時中國米價平均の相場あるへくれハ是に準
國ともも其土地の遠近肥瘦よりりて知行
充約よ用ゆる大積を考れくよ自然と定りし
相場ありしありんあれと今日ありてハ知達
事ハ強く一定せぬをよ一とてハ
僻紫貫の多少を中世武家の功賞よりり

ところ命とらるる所也志らるる其法を起す
 豈淺々の理を以てするらんや大に擾阿る魚
 其邑を恣り王制を背くもの出てより皆
 繫よあふ所のを以て以て王制を相
 容あり曰王制を據りて世法を立つる事あ
 りや未聞のるる請詳よせよ予愚案を以
 答てりふ延喜式は太税小税とあり亦史は
 錢一文値米六升と是米價豊登ふより

二十	同	百	同
二十	同	十	同
二十	同	一	同
二十	同	一	同
二十	同	一	同
二十	同	一	同
二十	同	一	同
二十	同	一	同
二十	同	一	同
二十	同	一	同

乏賤きをといふ然ハ大体稻一束の直と一文其
 米ハ五升とあるを以平價とせりこのり其
 五升ハ則人の一束の米今量の四升ハ当ルを
 らくハ世法の起る所是り但此一文銀錢あるへ
 一次に和銅錢出て十錢を以て銀錢一文
 充り後世永樂出て四十文を以和銅十文
 充ツ寛永に至て永樂錢四十文を百六十文
 今に至てハ上世の銀錢一文を錢二百七十二文
 ぶあるといはん是四升の價を以て其一升の價
 は六十八文ありて一石六升八百文を以て金一兩に

相称也亦此意あり扱一文一升を充次
第一して十石百石之此十石は今の金百兩
と相比せ土著の士あれをうけ其譜代をや
しあふ譜代は些少六あれは其主の収る
零四ありあくに五又四公六民とて譜代を
分つる半あるを五公五民は相比せ世の五
公五民を以ふとのハた、租法よのこありと
て公私の田はあるを志しに故はあはひあ
やまり租法かくあるべきものとして五公の
入をさうんとせよつる中正はあいらも王制は

背くも又ありとせに四公とせよとのハ則十は
して二を入とせざるあり古ハ十を一を以中正と
あも今十う二を以中正たる所以を上世は庸
調あり此内一をさうる田租は加ると紀ハ則十う
二あり公私の米石の中四石是を公の入とせ委
ハ附録は阿く
小税は據て起む法ハ稻一把を一文と一十把
を合二束とも是を十文とに其米ハ今の四升あり
次第して十石文は四十石はあはる此十石ハ金四
十兩の如く二扱文祿の制高百石と称せざるやハと

米二百斛収獲する雪田十町積也此米二百石を
五公五民に分ツ百石を私田とシ公田百斛の方
をあけく高と称し田八公私ともに農者は任
但士の知行よりハ高百石の命をうけ其地ハ何
國何郡何村とを以其邑を収欠扱十の二の
法を以て此ハ高百石の村より米四十石を入と
る之倍臣廩米を受るものも又あはによる但廩米
の法四十石の所三十五石をとるハ五石を府庫に
残も之其謂別は記を又按は土著の六八十
百石の禄の内六を以譜代を為しあは四と

く私禄とも知行の六高百石ハ名をとり入交ハ
四十石以内より家子郎等を養ふ其分十六石
なるは私私禄僅は二十四石然ハ知行高百五十石
を受る士と土著百石の士大旨相比は廩きり以上
食禄を以ふ米價の貴賤を以以ふと此ハ加さ
二十石を此十石の如しあはに至る平準とる

塩尻云古文武官人の馬料を以ハハ又米はあり
錢あり文官一位五十文文二位三十文等以下初位
二文五百文に至る又武官を從三位二十五文從四倍

五斗文より八位二斗五百文に至る蓋後世分錢石直一の法の自て出る所々と愛ひ傳る古ハ武士に地を賜ふと馬の領料と稱せると以考へ——太平記ハ青砥左馬つとを以三斗にたふ太庄あんと以ハ分錢の法を鎌倉將軍の時よりありと又へハ分りて善菴按に斗稱の起りと論せると一理有るに似せ共飼料を官より直に錢を以給り田地はあつたりしとめてハ分りてハ田地の米高と量り錢高とせし後世の斗高と一極ふハいハ難き其ハ十六斗田園類説云斗といハ軍役を田地の坪數より割

付しより起て六千坪より軍役一騎の積は是を六斗一足といふたといハ所領三百斗を領するものハ五拾騎の軍役と定むる物なりて知行領知るとも此斗數を用る此節より往古の三百六十歩一段を三百歩一段と變りしあるへ——今時積りあてハ二町歩斗より一騎の軍役勤るへきるにあつても雖昔——兵農こりまじく武士土著の時のよりハ當時の算用より引合かして大極十斗八百石百斗ハ千石ふ阿つれとも上中下よりて一定せむといふとハ坪は畝一升積りしりてハ一斗の地十石十斗の地百石百斗の地千石ある積り多れとも

其田地は上中下の品あるを以其積の通は一定せざる
へ元年貢の積は何れも軍役を田地の坪数へのけ
く故也今も國々に百川千刈といひ傳ふも大概百川
を一段千刈を一町の量をいへとも既は今檢地を石
高は改まる上ハ民間に用るの事あり志す共是又古
貫高時代の詞残ていひ傳ふるも又いふより叔世上は
言永高一極は思ひとも一事はあらず其ハ田地千坪
の事ニ錢の数を百を百文千を一と云ふ由は
相紛きて謬まり其高既は鎌倉將軍の末より名目
永樂錢を夫より百年も後ハ異國より渡りしものな

して其田地の坪数永ハ錢數ありはゆきて以一事に
非と知へし
善菴按に此説を鈐録より鈐録に故諺記は據る
いふありと前條より引く元亨三年源義満の文書
は上野國新田世良田長樂寺永代奉寄進畠事合
一町捌段一年得分
十二貫文と云とあるハ鎌倉將軍家の頃ありしを
永樂錢いふは渡らざる以前より錢納の高を其を
以唱ひして明り也苗千把を一町目といふより田地の
坪へ割付六千坪を軍役一騎を勤るを六町一疋とい
ふより其三百歩一段ありし起本然程といへとも

三百歩一段を天正の頃より天下の定制よりて夫よ
里已前を三百六十歩一段あり此割付も合難し以
つれもも其ハ錢細より出り名目より軍後の積りハ
あり又百刈千刈といふハ上古稻何方何千何十束
といひ一石の遺言也安斎隨筆後集ハ勢州土人
云稻一束といふハ一把を十二合で一束といふハ把^{十二}一把といふ
ハ手によくつうて三把を把といふ凡一束ハ三十六捆
あり田一段より勢州の辺三十束刈といふハ勢州の
僻案六巻一騎といふハ此方の知行高三百石を受けて
入米百廿石とると相比此知行凡高三百石哉受る

は中士と称まへ一騎出り得るハ安斎ハ当國
平大掾家の支族の文書南北申のよみを傳ひし
るを以てに当時の武士祿田五町をくもてて入敵を
防ぎ或ハ破り功を賞せしむる其陣頭は出りし
やうを推まに必一騎前より其家の子とも相從
いし其領は田五町ハ今の高五十石は當る是は
当時の國法より土著武士田一二町を持ももの鎌倉よ
請て下文を行つれハ地頭と称せし故ハ叔田五町の
収獲米百石今の知行より高二百五十石を請る
るに相同し譜代家子も引連らるへきハ東鑑を見

るに祿田五町あるものハ京都の大番をも勅する
文祿の時佐竹及の属臣一騎前するものに祿大
体の田高五十石位の文書今傳ひみや彼此を
以て推せハ六町ハ田六千坪今の二町は當ルこれにて
一騎前ハ出さるるかんとす此圖を以て惑ひ
うるものこそ其圖をあらに詳なせへし一方六
尺を一歩とせらるるハ今の定制ハ其尺坪三十六町
一坪毎に稻一株を置時ハ三十六株あり是を列
二株を一扱とす六株を一扱とす六扱を合す一列と
す此位を一丈とす此米を二升とせ是一步に收穫

する所の圖あり此圖を以推しハ六千坪にて六千
刈あり値ハ六町文あり米ハ百二十斛ハこれハ此圖
を一騎賦を出さるの圖不當る故ハ六町一騎とハ
稱しうる之扱此圖を本とす土地に宜く人情に
宜きをとり実否を考ひ是を用る是中正之志
るに事実を不考圖を以て用る時ハ画餅飢を
不救如くなるべし扱稻一把三扱を以てせらるるもの
今も猶あり此水を落せしを好まぬ粟に多
くあり水落さる田ハ稻の本くより藁もこぼく重
も多く又奥州志田郡其外水田たすなめて有所

霜来らざるに収る粟ハ如此と承る古書に一束といふハ十把を以て一把ハ四把の如し是を稻の乾きとるうぬ之加賀の國人予に或説を以喻をてあり曰稻一束を一年小象る十二把ハ十二月ハ象る三十六把を三百六十日小象る其餘田作る業を悉く附會を予ハ考ふにおもふハ農の事あるを賤きと推其職とあるを國の本と稱まると承る此ハ人命の如く所尊ふハ一ハそれハとて以上のをきし説をなす形もよハあるへうもいと推措る論をすとも可あらん吾輩ハその志ぬか却る知るまはまり相志ぬよ

を何とて天度四時十二月等の象は合せへきとて心を用以田作り刈収免するものハ定てあるうもこまよりちかく志へきをとも志るも只仕馴るて懐ひきともあくして古今の法は背るも自然の規よりいやくありをれを考へ多ハ上世神聖とつて制を立て多ふ所ハ古書に明くするも國土うけて民を治てたかろしめを中正以て上に宜く下によろしくを万世の法制即是也叔古今人力の耕所のよ移しきをさくるに杜者一人ハ應る所田五段其米をほる十斛さる魚兒とわらふと久しくして他は同ふハ大旨相同

一又畿列といふを以て一放て段畝を以てさる國
人に一人力の耕を要を問ひハ五百列を以てと此五百
列を則米十斛よりさる愚夫り推を要に符合
を然る天下の農者土地各異り一五土不同と雖一
人の耕米十石といふを以てハ庶幾ハ其大概を知るに
足ん若堂上の人此愚説をとりてあつたあつた假令を
何某の邑の田畠合千五百町有と聞ハ先其公私合
米三万石是壯男女三千人の耕を要一万五千人の食
を出さへ一と見叔其邑の老少男女人別合九千人も
ありと聞ハ六千人の食此邑ハ餘りあり是粗米を輸

一又其邑の費用とあるをあるを又遊惰の有無
又田と人と應り不應り又其地の廣狹又ハ塩鉄山海は
出る物産の有無貧富相系まは大有得やまらん
ものうこハ考法のとにあつたあつた雖ハ是れに報る
所の端ももうあつたを忘る憚を不顧縷言をあるを
なり叔伊勢の國人三十列を以一段の収穫と見るはし
いふハ何ありの下田あり疑ハくハ彼國はあつた三十列
を以通とちを愈うとて之令の義解ハいふ一段の稻
五十束とハ天下の中正を以いふ所ハ是は授る時を
伊勢の一段を僅今の六畝とある但其いふ処乃

大休耕は
つく男女
百人ある
とハ三
倍ノ老父
男女を知
る可と也

一刈を一束とありて也其一束は米四升ツありと
又々一斛二斗ニ然まハ是ハ公田の之を挙いふらん
此事より実なるハ此田を一坪小獲る所米四合以
六ヤ一騎の積をあせハかの一文の地を五坪は当は
以六ヤ文分ハ三万坪此田ハ十町ニ如此一定ハ
難さち土地の肥瘦よりて穀を生じざるの多少
ある故也又土地よくして穀を生ると多しと雖遠
國よ阿達は其價賤く實ハ天の共る事かまハ是
とのハ此ハ縮む平準の法起る所以也福ハ國による
より中正を得魚うらるあり

善菴又按ハ或覺書に信州水内郡権現堂村間御
所村荒木村千駄村粟田村右五ヶ村往古より稻四十
束を一段と宛メ高何石何刈何十束と書出ハ右
四十束を以割反別とあり其反別を以高を割平均
石盛となるヤ合毛き加へ右当り合めて差引割あり
右五ヶ村高五百八十九石四斗七升三合此刈二万九千
六百四十九束一分此反別四十九丁一段二畝八步二五
とあると古制の髣髴と今小存ヤるも延喜式
小田獲稻上田五百束中田四百束下田三百束下
下田一百五十束_{束数}といふ中田下田の束数ハ符合

り是も國々より不同有て一定をせり。凡そ決
して昔より出し稱よ、非を撈海一得云存東野人
の語も格物の一助とあると多し。三越奥羽北辺の國
ふる田産と數ふるに幾刈といふ富民の産をいふは幾
千刈何万刈と稱も其高きさうに知る者あり。先
年越後北鄙の老農の一奴は問ハ田四百坪と一段といふ
是を百刈といひて男一人ふて五百刈のおてに作らむ
乃田五段より百刈より扱二三斛を得る上中下田を
不同有と是めて幾刈といふと志まり。此の意
辭案 四百坪を一段といふ段の字を下志まりの意

是も百刈あるをさしといふ一人五百刈ハ米十
斛得を中とて三十石得るハ豊稔の事なるへ扱
百刈四百坪といへハ五百刈ハ二千坪をて此方の
六段六畝餘歩也是予うき記もいふ一人の力五段
を率とすといへとも五段ふかきるにあつて
一人もて六段六畝餘を耕しおても是ふ不及な
るより五段とハ平均なる所をいふ其中に富あり田あり
耕耘種子の単功各其品類は志さうて一ありて圖を
又て惑をさるるを勿きたる圖ハ中正なる所をといふ
ふ之九農考一人勤ると記ハ五人の食を出さざる時ハ

五人の食を闕く管子の所謂一人不耕天下飢
 と農を本とせざるの事、和漢の書載て赫々、今
 の浮華なる其業賤く又人々食足るを以常とし
 た多し、和漢の田制を以ふもの有る、惟其事實
 子推王を去り、其特は度量權衡異なるを以真を
 得んとせしめ、其得を遂は迂遠の學とて、廢り、勸
 農のたりに盡し、不得處あるに似たり、悲哉、
 百四十四、百四十五、百四十六、百四十七、百四十八、百四十九、
 百五十、百五十一、百五十二、百五十三、百五十四、百五十五、
 百五十六、百五十七、百五十八、百五十九、百六十、百六十一、
 百六十二、百六十三、百六十四、百六十五、百六十六、百六十七、
 百六十八、百六十九、百七十、百七十一、百七十二、百七十三、
 百七十四、百七十五、百七十六、百七十七、百七十八、百七十九、
 百八十、百八十一、百八十二、百八十三、百八十四、百八十五、
 百八十六、百八十七、百八十八、百八十九、百九十、百九十一、
 百九十二、百九十三、百九十四、百九十五、百九十六、百九十七、
 百九十八、百九十九、百、

分田備考 僻案 附録

原本目次

- 大小半之事
- 諸國石代之事
- 檢地之事
- 租稅之事
- 浮役小物成之事
- 高掛諸役之事

附録

○諸國廻米之事

軍役之事
 以上拾ヶ條其目錄を又る余其備考を又に愚夫農
 隙を得て卷首三ヶ條を僻案し又次に陋考を附録

大半以下の事初其端を補ふたゞ恐る寡
聞謬多きを不知漫々蛇足を添ふ

○大半小の事一條禅罔令抄云謂一段五十代廿五
代為段半

解案一段五十代と一廿五代を段半となすと以
て推せ六十二代半を一段と一八十七代半を一段
大とせざる是も大小半の事ハ解しざるやうか

嘉元四年當國の田文に云
西郡北條九十九町一段六十内

公田前以東四十八町大

按ハ八歩字ノ
略ナルヘケトモ
本書歩ニ作ラス
トニ作ル今朱書本
書ニ從ヒ更ル

以西五十一町半

筑波北條三百十六町小内

三十七町四段小

石前二十二町五段三百ト

筑波社五十六町六十ト

大半小の外ニ六十三百と又へうり是ハまづ一段の積を

田令に長三十歩横十二歩と一大法を立示せとへ

とも土の美悪よもの一段の積より上土よみ稻七八

十束出るとあるへ下田三四十束獲とも何へく然る

と記ハ八十束の田ハ一段半と記を共残る五束をい

うん又四十束の田を段半と記さると残る十五束を
いん如此不尽ある時段の位は算の上んなる大小
半の外に六十三百といふ位をつけざるん是を推
むに其一段を六と三百六十の法小起る因て三百六十
を六除むると凡ハ其一ハ六十あり是を一位とて稻
八束前後あるに用る六十と書む百二十八二位ふ
り稻十七束前後不用て小と書む百八十八三位
あり稻廿五束用て半と書む二百四十四位あり
稻三十三束前後に用る大と書む三百は五位あり
稻四十一束前後に用る直に三百と書む六位あり

満ると稻五十束以て一段とておせりくハ古人の法を
起む此意あるへ一扱方六十間を田一町の積也と
雖其瘦るる風雨時に行りれざるある假令ハ此
田は稻を獲ると三千七百五十八束あると凡ハ是を
七段半と記す嘉元の田文かくの如き法を以つく
り一このを後天正文禄小あり田制よく精をい
く一公私の田を分扱公田のを以て熟法を作る
に各二を殺くの法を以て熟法を定るに大旨八等
不定む周禮典命之職小王の三公ハ八命也其郷ハ六
命也其大夫ハ四命也と命ハ按るに食邑軍賦の何

所也田小上中下の位ある亦相同しきを附會に似
たりといふも命のあつる所田より本文にいふメ
シ命あるといふものさあまに據る也又
公の八命を按るに一軍百七五乘八命して千乘十
万家万二千五百、
八乗も、是を百里の國とて六命して七
百五十乘七万五千家七十五里の國とて七十里
といふ疑ハ五字かけたる又も字より略りし
四命して五百乘五十里の國とて以皆墾田を以て
いふ之山林原野をあまにあつるに千乘を十
して万乘也千里とて是君臣の位を明らかにせ

受餘左氏を引又周禮によりて采地の大小を推せ
は瓶囊拙工に出せ

○元亨三年源満義上野國新田世良田長樂寺寄
進乃文書畠合一町八段但一年得分十二段文の所
善菴先生按云是鎌倉將軍家の頃なまハ永樂錢
未渡以前より錢納の高を母を以唱ひし事分明
也

僻案今の畠は年貢を輸むの法當國ふとてハ上
畠一段の熟法一石とて多し然るものハ五公五
民の割あり米五斗を租とて扱小税法を以立

るる法ありて錢の位として收納を済む也其
一貫文は五石四石の所値とせしむるハ百文あり畢竟
此百文ハ永樂錢あり四百文とありへきをやて
り百文のまゝにそくハとより畠の穀を獲る
と少くともせしむるハ田畠の租平均して又るに中
正にありてきんあり叔右の百文を銀六十文目
を以て金一兩に換るの例あり銀六文目して
○ 收納するなり但永樂錢賣買の遺方ハや百文
に四文の口錢と以てつけしゆへ合て百四一分
六厘とせしむるハ是ハ百文に四文に一分六厘を加

るなり口は口錢といふ
按に永樂錢を一文を以て四文に換へし故に
永樂廿五文にて百文ハなる今の浪鑄錢ハ永樂
にならふものなり但北四文を以て百文とせしむるハ九十
六文あり今も國所より九十六文を通用せしむる
家あり叔百文を九十六文まで通用せしむる長
尾意玄といふ人より始り此入天正年中上杉氏
の臣と聞えしとあり天正己前を九十六文までありあ
るまゝくくといひしに真壁長岡文書元徳三年

元弘 六月 鹿嶋造管用途の事小
辛未

如来堂分公田一町分 反別四十三文定

分錢一貫三百二十九文 加目錢定

此 前書 如来堂分公田一町分 二貫五百五十文 反別分

五文

とありしれを推して四十三文を八十五文を折半して四十二文五分とありしを上げし也一貫三百廿九文ハ二貫五百五十文を折半して一貫二百七十五文とありし今の多く目錢を加ひて一貫三百廿九文とありしを多くん但一文不足小加ひし方かとおもひ又反別八十五文ありしハ如来堂公田一町といふ所の疑

を三町ありしハ此余此文書算計合はる所多く當時の多徴し難きもの多し可惜志ありしと雖此時小加目錢の事有とありしに足まり一説は弘仁の頃より省百を行ふと聞て此後擧るべきは公田のり令義解は謂位田賜田及口分田等類是為私田自余皆為公田と又古文書の内往々公田といふ按に是私領の外正税と出せ所をさうしていひしなるへし愚夫々毎といふ今の公田をさへし高歳石といふ所を公田といふ之故は私田を以公田歳石の中にあり居る高にあはる所をいふ五公

五民等のことうゆへに相称せらるに至るつめに公私
の田といふことを説きあるく成るるや又五公五民
といふたといひ高一石を折半して五斗を公とし
五斗を民とせむとく受ひけるもの多し是を租
法より高を定むるに土の美悪を考ひ假令其
地を米二石も収穫せしと計り是を折半して
壹石をゆけて高と称せ是公田なり五公といはれ
をゆふ也不奉一石を是私田也是を五民といふは文
禄の制しゆふ事恐らく此意多しん扱上世一段
の稻五十束折半して廿五束は公田に有るなり

此公田二十五束の要る其十ヶ一を租とせぬ八則
二束五把あり古書皆二束二把ふ作る疑くハ二把の
二字五の欠くるもの歟扱此外租庸調あり今此
分をとるに十ヶ二あるにハ五束也租と合て七束半
あり其米三斗七升五合今量の三斗あり委ハ籠
囊拙工よ出せしむるハ今の田ハ十ヶ半を出せに似
たりこれと大体十ヶ二を出せ是中正なるへ中
世より以下を量るに総て十ヶ二を租とせハ事實よ
差ます中正ありを以てなすへ

○陸田の事 元正天皇の靈龜よ此事初て又四

是は律令を定られし後之是迄天下の百姓未だ
陸田小利あるを志すも亦に詔を下し陸田
小種し地子段粟三升を輸しむより史又々
より按は粟とハきみのとり志すハ米一升五合ふ
當時銀錢一文ハ米五升史に六升と云々とセハ一升五合の
値僅小三分也元正天皇の御時銀錢一當二十五銀
一兩當銅錢一百と此割りてハ三分を七文五分に成り
又是を永樂一當四にあしひを三十文成ト是今の
畠の熟法三斗其租は米一斗五升五石換りし
永三十文收納と云ふは同し

○満義寄進の畠得ふ十二町文は一町捌段小配セハ
一段の納を六十六文ハ当る是を直し今の下畠一段
の納小同し但其熟法を六斗六升米を三斗
三升の如し

東鑑弘長三年癸亥六月廿三日辛未の條ハ將
軍御浴ホあまへきによろく諸國ハ課役を充る御
教書の文ハ畠者以二町可準田一町と弘長を元亨
の前六十年にあり試ハ畠一町八段を田九段と古
今の通収獲米十八斛ハ今の祖法のことと十ヶ二
を入とセハ米三石六斗の納より畠一丁八段ハ配し

一段よ米三斗あり五石換りて六十文此熟法六斗の下畠に同一

○那珂郡石神村に傳ひける永正三壬寅年八月十

二日信嶽といひる人道瑞和尚に寄進の古文書よ

五貫文 貳町壹反 上野原田百姓玄澤源左馬

六貫五百文 二町三反 白方田 同 河島隼人

四貫五百文  前畠 小嶋 八段左馬

合十五町奉寄進

畠の上蝕削して以らんを志すも又田二丁一反りて五

貫文是に相應まると兒を二丁三反よ方を五町五百

文ありへきを六町五百文とすは是愚か寫誤りま

もとより如此死もより如此ときハ土の美悪よよりて値

の貴賤有と又へより扱加くあるまに十一町五百の文

合四町四段より 按るに是ハ収穫の米の値り九四丁

四段よ米八十八斛を得るを古今の通とも十一町上

百文を八金百十五兩とす志すハ金一兩に七斗六升

五合に当ル是天正中多聞院日記小見所と相同

○真壁長岡又二良平宣政舎第了珍房に興る元

徳三年辛未三月廿七日の活券状よ

在家一宇田壹町限永代直錢陸十貫文賣渡所也
○此時永樂錢行りしき。前五六十年はあり今を以
田の價を推せに大体買金百兩の零まで利金四兩
あり上田あり叔田一丁の収穫米二十石十ヶ二をとり
二石此値金二兩也志くれハ又二郎り賣田一町の値
五十貫文ハ今の金五十兩在家一宇を十貫文今の
金十兩の如くあり凡地面よりあるもの四分の利ある
を通とせし所あり

○寛政末年尾州秦先生板を摸せし所の天平勝室三
年伊賀國拓殖郷の田沽券状ふ田七段價錢八

貫年貢一年四斛と云ふり按に是今の三斛二
斗金八十兩の如し是も百兩に利金四兩は高
く長岡又次郎り沽券に相同し

○他邦より客あり客を大封土著の士也とて其封
内士農の祿を問ふ客は司農官よりあると又委
吏に問ひてきて自耕されハ其詳あるとを志す
に請問よりていさう見聞の言を以喻を予も
とより蒙昧喻示するの要解し得きと維遺忘
し備んふあ漫し記して一人歩と題し藏を其同
の一は土著の俸田私を賣買するをりや客曰い

まゝなりとせしむ其下に云九俸一母文の田を五

百川と以ふ僻案此収獲米拾斛同上公私ともに二十石あり此田ハ

我一町小似り値を問ハ金五十兩より三十七八兩迄

と其入米十四俵一苞五斗八平價金二兩より二石より

米七石の値三兩二分也此内金一分高役金一分二朱

諸役合金二分二銖或は三分封君の倉廩は是を納む

残二兩三分を則田を買ふ所の甘んぶる所の利なり

按るに是を五分五厘の利も当り利の多きハ俸禄

なりハあり

又班田より農夫小興る田を問其一母文の田の租ハ

十俵五斗苞是を納め此上諸役の分に米一石五斗合

六石五斗を出し残る者十三石五斗此代金六兩

三分寒儉と謂ふ

因て此方の田に較まハ加の一丁の田に五石を租と

も八斗を延米口米外運送の用とも八斗を諸役分

とし合米六石六斗を出し残米十三斛二斗平價

も者金十三兩一分あり志うれともいまく富とせしむ是

をいふと推まに彼國もと大税の法を以一步より一

一刈より其を二外とせ是土地美あり又廣きの

證あり亦に又へる要を以推覈せしは彼國方六

尺一步は米一升一合一町積は米三十三斛を得て
我ら一步は米六合七夕弱一町積は米百石あるものと
相等し一かへし可見天地の化育彼は盈るは此は
縮むるは人にまづる物價は貴賤を制する以世を
平準せしむる權量の制あり皆以て一も私も出るな
し
○貫の事大税よりいふものハ百貫金千兩の如し
十貫は百兩一貫十兩百文一兩の如し小税よりい
ふもの百貫千兩十貫十兩一貫一兩の如し夏山
雜談等よりいふ百貫千石百貫八百石より六百石ハ

至るもの説を大税を以ていふものに似たり慶長
の頃相稱を貫に一貫文といふは錢は何れも銀一
貫文目の事なり此時貫といふは銀錢一文目の意
なるへし新治郡田伏村を慶長七年の檢地高ハ
九百十三石三斗三升なり同十二年伊奈氏の収納
割付は村高の下に五十四貫八百文と記す是一石
六十文にあつるハ即銀六十文目のと平價米一石
を金一兩といふるに相同し永樂の一貫文は混
してハ不合善菴先生貫の事ハ一定せぬをよう
とすといふは是らのとに至て其説窮ししるる

カ急を

○租税の事慶長の御時を右の田伏村に推せに
當時此村上中下田合五十町上中下畠屋敷合六
十五町合て百十五丁ありて一段の平均高いまゝ九
斗は満々を慶長十二年の割付ふ米合二百八十
九石弱永合四十六石なりありあり中歳を以計則
ちふふありへ一叔此永一母に米一斛とて合さ
米三百三十五石也是高一石は大体三斗四五升の
租也但此村慶長の後新田癸辰高千五百石餘
の村となまり

又按愚夫り村里を慶長より高千七百石也後新田
増て田畠都合二百五十町程にあり平均一段高一石
は當る今の國侯の封内に入る元禄十二寅歳か
りさ紀ふ文政乙酉の年迄百二十八年間の地子ヲ計
るに米二十万俵金二万兩を貢ぬとと定らま
地子を一段四斗同とあり叔二十万俵の米ハ八万石
延口米等 金二万兩米よりて二十万斛也合て米十
万の若く 斛もある是を百廿八年小除き又田二百五十町小除
て一段の租三斗一升二合五勺は當る是上世租庸調
の納免何るとハ如何抄やあるを察せまて上世

一段の稻五十束の中に二束二把の租と以ふをえり
とのハ特ニ以ふハ不及今慶長寛永の頃の取附を見
き高一石に三ツ五分或ハ七八分等あるを評し
死ハ軽く今を重しと以ふを廣く推してせす
又時勢を不考り也あるハ古を控りて今の
重くなると以ふとハ中正をあめり決てなきるハ
りあるハ天地人情古今相りて是盈虚損益並ハ
行つて其実ハ不増不減此中ハ立てて海中正の
制度是あり但し人多けきハ穀亦隨て多く
出入減まハ穀の生る少し是又自然の勢あり何ぞ

怪しむ

公私共ニ
米六十四
石也

○一村高二千五百石となりと維百廿八年を積てハ高
三十二万石に至る今の租の八ヶ二あると記ハ十二万
八千石なりハ一然るに十萬石なりと記ハ其民の私禄
も従て相乏しき也是も公私の田穀合て米十萬
石ありて十四万斛を損するに似たり之ハ記る知ぬ
ハ一叔三十二万石の國を一里四方坪の中に山林原野
多く田を漸く十ハ一分ありと記るハ四方五十里ハ
り又山林原野少く殊ニ田沃土ありて穀を出せと
多く里坪の中に高四五千餘石ありてものハ二十五

里四方の國と以ふへ一其國を狭くと雖廣きに
勝り國の大小を以て論一一定難きるがの二
の田に稻五百束又五百刈千刈と以ふありとも其
は土地の美悪と天地の氣候による異邦の井地一
夫百畝夏商の田を七十畝五十畝の事皆同なる
と理以同一拘泥する時決て中正を得ざる
○浮後とハ運上の事九市肆交易ある其起久し
是は征阿藤原の宮の朝大化の初より久し
○うまとも愚夫以て運上の事を詳よせしめて我
田作る業をもて推考は我業ハ風抗雨沐の苦を

あ一春蒔くものハ秋ふ収冬蒔くものハややく
夏ふ収む一粒万倍の利ありと以とも十の八九は之
一兒は居る魏の李俚文公に農者の不足を以つ
て四百五十文といひ一ハ計るに金一兩二分といふ
如一今又かくの如くあるハ農よまむむぬく犁
をもちて都會に走るあり魚塩の利を求む奔るもの
あつた忽に村里に人減一荒田廢地あつたといふハ
希あり夫農者は惣身力をつま一四時たうす
風雨時に行き一年ま一人耕して十斛を得易
うにたとひ得ると多なるり如くなれとも其十

二八年貢とて其一を延米口米運送等の諸用よ
出し其一を用水路堤防等の用に出し其一
は高役非常の用よ出し合て十有五甚しき十
六を出を残り余を以父母の居りあひふ供せし
時を己食せしふと後ありともいふへし寒儉ふ
るう船因て餘食をくひ餘服をあらへ垣生の
小屋に起伏しそのさぬのいやし死を以て人な侮
らる人情の習ひ誰う是を快とせむ今の時の如
此あるに非き和漢古今相同くし農者の
如斯なるを死はさうたとの必朝よたひまれば夕

に収るの利あるよ心をよせざるは阿しし猶かくの
如きは其あり得る業の利軽重を計り中正の
運上出させまんはあしし諸品に運上あり古今和
漢理以て志うりとせし余此餘高掛り諸國廻
米軍役等の事ハ粗僻案の中まゝいひ及ふ余
もも阿りぬへし

明治十三年九月以徳川昭武蔵本謄寫
校合



本書未點アリ依テ藍ヲ以テ校ス

